

里山利活用人材の育成事業実施要領

一般社団法人 長野県林業普及協会

(趣旨)

第1 長野県森林づくり条例（平成 16 年長野県条例第 40 号）に基づく「里山整備利用地域」の認定地域等において、自立的・持続的な森林管理を実現していくためには、里山の森林の整備や多面的利用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務となっている。

また、地域住民等の協働による里山の整備や利活用を推進していくうえでは、作業を安全に行うための技術講習等が不可欠である。

この要領では、里山の多面的な利用を促進し、里山と人との関係を再構築するため、地域のリーダー役となり関係者をコーディネートできる人材の育成や、里山を管理する地域活動を担う構成員等への技術講習を行うことを目的として長野県から業務の委託を受けた一般社団法人長野県林業普及協会（以下、「普及協会」という。）が行う事業について必要な事項を規定する。

(事業内容)

第2 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) リーダー育成研修

里山整備利用地域に認定された地域や、これから認定を受けようとする地域において、活動のリーダーの役割を担う者を主たる対象とし、活動のノウハウやコーディネート手法の習得を目的として研修を実施する。

(2) 活動参加者への技術研修

里山の整備や利活用の活動に参加する地域住民等を主たる対象とし、実施する活動に関わる技術習得や安全作業の徹底等を目的として研修を実施する。

(3) 里山を案内できる人材の育成研修

開かれた里山等において、里山への来訪者の案内を担う者を主たる対象とし、里山の利活用のための指導や情報発信等の手法などの研修を実施する。

(4) 複合研修

(1) ～ (3) の研修を複合実施する研修

(5) 調査分析

研修参加者に対してアンケート調査を実施し、研修に対しての満足度や希望する研修内容等の情報収集を行う。

(実施体制)

第3 各研修は、以下のいずれかの方法で開催する。

(1) 普及協会による単独主催

(2) 地域振興局林務課等の関係機関と普及協会による共催

(3) 里山整備利用推進協議会等による主催

(必要経費)

第4 第2の事業の対象とする経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、保険料等とする。

- 2 必要経費の支出は、普及協会と研修主催者の間で調整を行うものとする。
- 3 講師の謝礼は、原則として講義時間に別表1の報償費単価乗じたものとするが、これによりがたい場合は、その理由を計画書及び実績報告書の経費内訳備考欄等に記載すること。

(事業計画)

- 第5 事業を実施しようとするときは、第3(2)及び(3)に該当する場合、主催者が実施計画書(様式1・様式2)を作成し、主催者から普及協会に1部提出するものとする。
 - 2 普及協会は、前項の規定による実施計画書の提出があったときは、内容を確認の上、実施計画承認書(様式3)により主催者に対して承認するものとする。
 - 3 原則実績報告による支払いとするが、事業遂行上やむを得ないと認められる場合には、概算払いを行うことができるものとする。
 - 4 実施にあたり、研修内容に即したアンケート(様式4)を作成し、主催者から普及協会に1部提出するものとする。

(実施内容の変更)

- 第6 主催者は、第5の2に規定する承認を受けた計画については、内容の変更が発生した場合には、速やかに変更実施計画書(様式5)を普及協会に提出する。
 - 2 普及協会は、前項の規定による変更実施書の提出があったときは、内容を確認の上、変更実施計画承認書(様式6号)により主催者に対して承認する。

(実施報告)

- 第7 主催者は、第5又は第6により承認を受けた事業が完了したときは、速やかに普及協会へ実施報告書(様式7・様式8)を提出する。
 - 2 普及協会は、前項の規定による実施報告書の提出があったときは、内容を確認の上、速やかに必要経費を支払うものとする。

(研修時期)

- 第8 主催者は、原則として令和6年2月末までに完了できること。

(その他)

- 第9 この要領は令和5年度の事業に適用する。
 - 2 普及協会及び主催者は、研修開催について様々な機会や広報媒体を通じて県民に募集するように努める。

別表1

区分	報償費単価(1時間あたり)
大学教授級	6,400円
大学准教授級	5,300円
高校以下の教員級	3,100円